

告 示

埼玉県告示第百六号

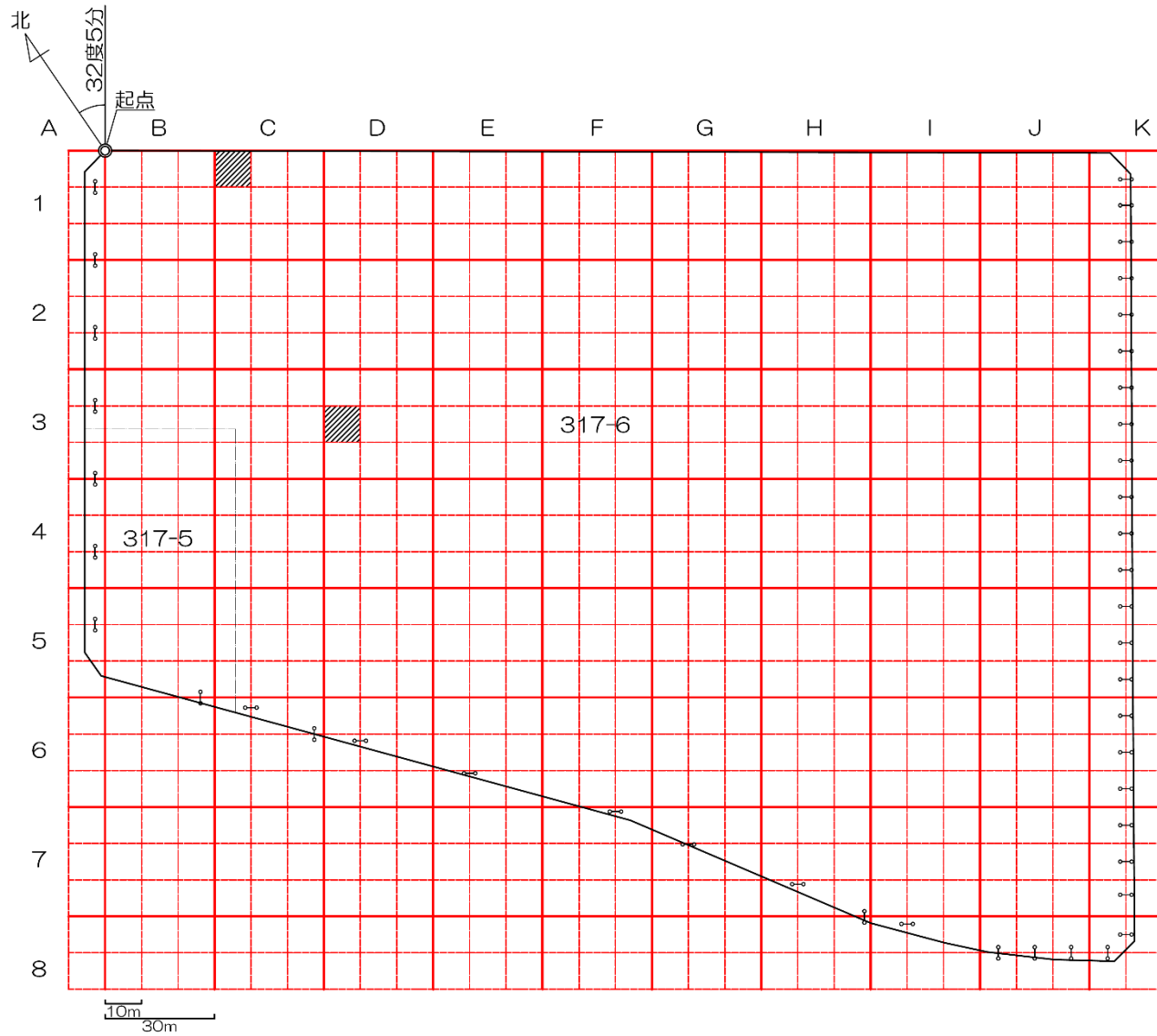
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十一年埼玉県告示第百十九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和二年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県加須市豊野台一丁目三百十七番六の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



凡例	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画
	形質変更時要届出区域(解除区域)

【支点】
支点は、埼玉県加須市豊野台1丁目317番6の縣北端とする。

【格子の回転角度(32度5分)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。